(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	大船渡市

大船渡市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大船渡市農林水産部農林課

所 在 地 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

電 話 番 号 0192-27-3111 (内線 338)

F A X 番号 0192-27-3378

メールアドレス ofu_nourin@city.ofunato.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ(以下「シカ」という。)、ハクビシン、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル(以下「サル」という。)、タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ、スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、イノシシ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	岩手県大船渡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

	被害の				
鳥獣の種類		被害	被害数値		
	品目	面積等	金額		
	稲	182a	2,002 千円		
	豆類	7a	10 千円		
	果樹	3a	110 千円		
シカ	飼料作物	401a	321 千円		
	野菜	94a	941 千円		
	いも類	7a	45 千円		
	小計	694a	3,429 千円		
	果樹	3a	10 千円		
	野菜	65a	783 千円		
ハクビシン	いも類	10a	66 千円		
	小計	78a	859 千円		
ツキノワグマ	果樹	26a	16 千円		
	小計	26a	16 千円		
カモシカ	野菜	11a	428 千円		
,, ,,,	小計	11a	428 千円		
	果樹	1a	8 千円		
サル	野菜	57a	931 千円		
970	いも類	3a	3 千円		
	小計	61a	942 千円		
	稲	1a	10 千円		
タヌキ、ネズミ、	豆類	1a	1 千円		
モグラ、キツネ、	果樹	3a	9 千円		
アナグマ	野菜	13a	105 千円		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	いも類	5a	25 千円		
	小計	23a	150 千円		

スズメ、カラス、 カルガモ、キジバ ト、ムクドリ、ヒ ヨドリ	稲 穀物 果樹 野菜 いも類	22a 2a 16a 3a 1a	248 千円 2 千円 80 千円 142 千円 1 千円
	小計	44a	473 千円
カワウ	被害報告なし		
イノシシ	被害報告なし		
合	· 計	937a	6,297 千円

(2) 被害の傾向

Oシカ

生息域は、市内全域であり、農作物被害のほか、車との衝突事故の被害がある。

令和3年度の被害は、面積で694a、金額で3,429千円と、前回策定時より被害は減少しているものの、未だ高い水準で推移しており、年間を通して断続的に被害が発生している。

〇ハクビシン

生息域は、市内全域であり、農作物被害に加え生活環境被害(屋根裏等に棲みつき、糞尿で建物を汚損)が発生している。

〇ツキノワグマ

シカ等に比べ、農作物被害は少ないものの、春から秋にかけて、人里での目撃が確認されている。また、近年、民家や倉庫への侵入も散見され、 人身被害も発生している。

〇カモシカ

市内全域で農作物被害が確認されている。

Oサル

古くから五葉山に生息していたが、近年、集落付近に出没し、農作物の被害が確認されている。また、GPSによる生息域調査の結果、日頃市町の集落に依存して生活していることがうかがえ、さらなる被害拡大が懸念される。

- ○タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ被害額は少額であるが、市内全域で農作物被害が発生している。
- 〇スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ 市内全域で農作物被害や生活環境被害が発生している。

Oカワウ

近年の被害報告はないが、漁業権が設定されている河川において、過去に内水面魚類の被害が発生した。

〇イノシシ

令和4年度に初めて農作物被害が確認された。市内各所で目撃されていることから、今後の被害拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和		現状値(令和3年度)		目標値(令	和7年度)
担保	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額		
シカ	694a	3,429 千円	485a	2,400 千円		
ハクビシン	78a	859 千円	54a	601 千円		
ツキノワグマ	26a	16 千円	18a	11 千円		
カモシカ	11a	428 千円	7a	299 千円		
サル	61a	942 千円	42a	659 千円		
タヌキ、ネズ						
ミ、モグラ、キ	23a	150 千円	16a	105 千円		
ツネ、アナグマ						
スズメ、カラ						
ス、カルガモ、	44a	473 千円	30a	221 エ 田		
キジバト、ムク	44a	4/3 TD	30a	331 千円		
ドリ、ヒヨドリ						
カワウ	0a	0 千円	0a	0 千円		
イノシシ	0a	0 千円	0a	0 千円		
合計	937a	6,297 千円	652a	4,406 千円		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	〇シカ有害捕獲事業	○実施隊員の高齢化により、担
に関す	【事業主体】	い手の確保と育成が急務となっ
る取組	大船渡市	ている。
	【事業内容】	
	農林業被害の軽減を図るた	○集落に棲みついているニホン
	め、大船渡市鳥獣被害対策実施	ザルや増加傾向がみられるイノ
	隊(以下、実施隊という。)によ	シシの被害拡大を未然に防ぐた
	る有害捕獲を実施し、年間約	めに迅速な対応と体制整備を実
	1,300 頭のシカを捕獲した。	施する必要がある。
	○有害鳥獣一斉パトロール	
	【事業主体】	
	大船渡市鳥獣被害対策協議会	
	【事業内容】	
	捕獲時の実施隊員同士の連携	
	を強化し、効果的な有害捕獲を	
	図るため、市内のパトロール及	
	び捕獲を実施した。	

○意欲ある狩猟者支援事業費補 助金

【事業主体】

大船渡市

【事業内容】

実施隊員の活動経費の一部及 び新規狩猟者の狩猟免許取得費 用の一部を補助した。

〇地域住民によるハクビシン等 の捕獲活動

【事業主体】

大船渡市

【事業内容】

農作物被害や生活環境被害を 受けている住民へ捕獲許可証の 発行とはこわなの貸し出しを実 施した。

防護柵 〇シカ等防護網普及

の 設 置 【事業主体】

等に関大船渡市

する取【事業内容】

組

シカ等による農作物被害を軽 減するため、被害を受けている | 〇事業効果を高める侵入防止柵 反: H=2m、W=50m) 購入費用のる。 約2/3を助成し、配布した。防護 網の管理については農業者個々 で対応。

○電気柵等の設置

【事業主体】

大船渡市鳥獣被害対策協議会

【事業内容】

シカ等の被害を受けているほ 場に電気柵を設置した。

また、サルの被害を受けてい るほ場には電気柵とワイヤーメ ッシュを組み合わせた複合柵を 設置した。

〇農業者及び農業関係機関か ら、野生動物等の被害を軽減す るための事業の拡大を求められ ている。

市内の農業者に対し、防護網(1)の設置方法の検討が必要であ

〇電気柵資材購入支援事業費補 助金

【事業主体】

大船渡市

【事業内容】

電気柵を自ら購入する農業者 等に経費の2分の1(自家消費 農家上限2万5千円、販売農家 上限5万円)を補助した。

生 息 環 〇集落ぐるみの鳥獣被害対策検 〇農業者以外の住民の鳥獣被害 境管理討会

その他 【事業主体】

の取組

大船渡市鳥獣被害対策協議会

【事業内容】

害対策を行うため、地域ぐるみ 作に不慣れな住民へのフォロー での鳥獣被害対策検討会を実施が必要である。 した。

○放置果樹の伐採

【事業主体】

大船渡市鳥獣被害対策協議会

【事業内容】

集落へ有害鳥獣を誘因する放 置果樹(柿の木)の伐採を実施し た。

○動物位置情報システムの活用 【事業主体】

大船渡市鳥獣被害対策協議会

【事業内容】

集落に依存しているサル個体 群にGPSを装着し、生息域の 調査を行ったほか、位置情報を 利用して住民による追い払いを 実施した。

対策への関心を高め、地域ぐる みで対策を実施する必要があ る。

地域関係者が一体となった被〇ICTの活用にあたって、操

(5) 今後の取組方針

大船渡市鳥獣被害対策実施隊を中心に、行政、住民、関係機関、団体等が、これまで以上に連携を強化し、より効果的な対策を講じていくために、従来の有害捕獲等の取り組みに加え、被害防除や生息環境管理など、地域の実情に応じた、総合的かつ効果的な被害防止対策事業に取り組み、さらなる被害防止対策の推進と普及啓発に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ○大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を中心に、効果的な捕獲を 実施する。有害捕獲業務ではライフル銃での捕獲効果も高いことから、ラ イフル銃の所持についても推進する。
- 〇有害鳥獣の生息状況及び被害状況を把握し、捕獲等の被害対策を講ずる。
- 〇地域住民に対し、鳥獣被害に関する情報提供を行いながら、農作物を自 衛するという意識啓発を図っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		〇生息状況や被害状況等の情報収集
	シカ	〇パトロールや追払いの実施
	イノシシ	〇被害防止に関する知識・意識の向上
	1799	○新規狩猟者の確保・育成支援
		〇新たな被害防除設備の導入の検討
		〇生息状況や被害状況等の情報収集
	ハクビシン	○箱わなの貸与による積極的な捕獲の推進
		〇新たな被害防除設備の導入の検討
		〇生息状況や被害状況等の情報収集
	ツキノワグマ	〇パトロールや追払いの実施
令和 5 年度	747 774	〇被害防止に関する知識・意識の向上
サ和り十度		〇新たな被害防除設備の導入の検討
~ 令和 7 年度	カモシカ、タヌ	
74/15	キ、ネズミ、モグ	
	ラ、キツネ、アナ	
	グマ、スズメ、カ	〇生息状況や被害状況等の情報収集
	ラス、カルガモ、	〇新たな被害防除設備の導入の検討
	キジバト、ムク	
	ドリ、ヒヨドリ、	
	カワウ	
		〇生息状況や被害状況等の情報収集
	サル	〇実施隊による追い上げ、追払いの実施
	9 10	〇行動域の拡大を防ぐ方法の検討
		○新たな被害防除設備の導入の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

シカについては、岩手県の調査によると、平成 30 年度秋時点の県内における個体数が 10.7 万頭と推定されており、早急に生息数の減少に必要な捕獲数を確保する必要があることから、前年度の捕獲実績や農林業被害状況調査等を踏まえたうえで、岩手県の第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づいた捕獲目標を設定する。

ハクビシンについては、これまでの捕獲実績と、被害状況を踏まえた上で、積極的な捕獲を推進する。

ハクビシン以外の小動物、スズメ等の鳥類は、これまでの捕獲実績や被害状況調査を踏まえた上で、適宜捕獲に対応する。

ツキノワグマ、カモシカ、サルについては、被害を効果的に防止するための最小限の捕獲とし、市単独では捕獲計画数を設定しない。

イノシシについては、県内で生息域を拡大しているため、被害状況を踏まえた上で、積極的な捕獲を推進する。

対象鳥獣		捕獲計画数等	
刈	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ、イノシシ		上限頭数無し	
ハクビシン		100 頭/年間	
スズメ、カラス類		200 羽/年間	
タヌキ、ネズミ、モ			
グラ、キツネ、アナ			
グマ、カルガモ、キ			
ジバト、ムクドリ、		設定しない	
ヒヨドリ、カワウ、			
ツキノワグマ、カ			
モシカ、サル			

捕獲等の取組内容

銃器及びわなによる有害捕獲の実施

予定時期 3月~10月 場所 大船渡市内

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性

侵入防止柵の設置、わなや銃器を使用した有害捕獲を実施しているが、 農作物被害は恒常的に発生し、特にもニホンジカの被害は依然として広範 囲にわたり、イノシシによる被害拡大も懸念される。

また、当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息しており、散弾銃のみの有害捕獲では至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。

そのため、射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となる。また、射撃精度も上がるため、半矢 を防止し、捕獲率を向上させることができる。

く参考>

大船渡市鳥獣被害対策実施隊員 58名(令和5年4月1日現在) うちライフル銃所持人数 23名

〇取組内容

ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段:ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期:3月~10月 捕獲予定箇所:大船渡市内 ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段:ライフル銃及び箱わなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所:有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣			整備	市内容		
对 条局訊	令和	15年度	令和	6年度	令和	17年度
シカ、イノシシ、	防護網	7,500m	防護網	7,500m	防護網	7,500m
ツキノワグマ等	電気柵	2,500m			電気柵	2,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
对 多局部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	〇農業者自身による	る侵入防止柵の保守	⁻ 点検
	〇追払いの花火の活用による自衛対策の強化		
シカ等	○動物位置情報シス	ステムを活用した郊	物率的な追い払いの
	実施		
	〇大船渡市鳥獣被害		巻狩りの実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	シカ等	○集落ぐるみによる被害防止対策の推進
		〇被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
		○放置果樹の除去

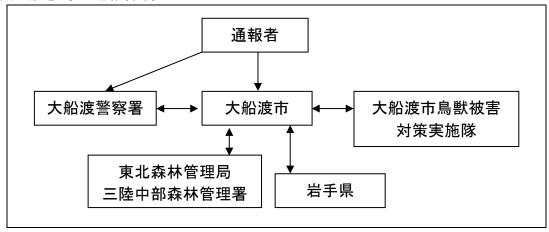
令和6年度	シカ等	〇集落ぐるみによる被害防止対策の推進
		〇被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
		○放置果樹の除去
令和7年度	シカ等	○集落ぐるみによる被害防止対策の推進
		○被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施
		○放置果樹の除去

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割	
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可	
大船渡市	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可	
大船渡市鳥獣被害対策	対象鳥獣の捕獲	
実施隊		
大船渡警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起	
東北森林管理局三陸中部	関係機関との連絡調整、注意喚起	
森林管理署		

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ等の大型動物は、各実施隊員が捕獲現場から所定の解体場所に運搬 し、解体処理後、一般廃棄物としてゴミ処理施設(大船渡市環境衛生組合) に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。

また、ハクビシン等の小動物や鳥類は、捕獲後速やかにゴミ処理施設(大船渡市環境衛生組合)に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。

なお、平成 20 年度より、三陸ふるさと振興株式会社にシカ肉の商品開発及び加工品等の製造に係る研究開発のためのシカ肉を提供していたが、 東日本大震災の影響で、原子力対策本部から県内で捕獲されたシカ肉の出 荷制限の指示があり、平成 24 年度からシカ肉の提供を中止している。ただし、今後出荷制限が解除となった場合は、シカ肉の提供を検討することとする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
 - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力対策本部から出荷規制の指示があるため、食
及叩	原丁刀刈泉本部から田何規制の拍水がめるため、良
	肉としての利用は慎重に検討する。
ペットフード	原子力対策本部から出荷規制の指示があるため、食
	肉としての利用は慎重に検討する。
皮革	民間事業者等から希望がある場合には、有害捕獲事
	業に支障のないことを条件に利用を検討する。
その他	民間事業者等から希望がある場合には、有害捕獲事
(油脂、骨製品、角	業に支障のないことを条件に利用を検討する。
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	
研究等)	

(2)	処理加工施設の取組
(3)	捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
 - (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大船渡市鳥獸被害対策協議会
構成機関の名称	役割
	〇農業被害調査の実施
 大船渡市	〇被害対策事業の企画、立案、事業実施及び
人和 <i>设</i> 印	関係団体との連絡調整等の庶務
	〇会計処理など
	○被害対策に係る指導、助言
大船渡市農業協同組合	〇農業被害調査に係る調査協力
	○被害農家等に対する広報、啓発活動など

	○被害対策に係る指導、助言
気仙地方森林組合	〇林業被害調査に係る調査協力
	〇被害林家等に対する広報、啓発活動など
大船渡猟友会	○対象鳥獣の捕獲
	〇被害対策に係る指導、助言、協力など
三陸ふるさと振興株式会社	○被害対策に係る指導、助言、協力など
沿岸広域振興局	○被害対策に係る指導、助言
大船渡保健福祉環境センタ	〇農林業被害調査に係る調査協力
_	〇被害農林家等に対する広報、啓発活動
大船渡農林振興センター	○鳥獣保護管理行政に係る指導、助言など
東北本井笠畑目	〇被害対策に係る指導、助言
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	〇林業被害調査に係る調査協力
二陸中的林林官理者	○鳥獣保護管理行政に係る指導、助言など

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大船渡地域鳥獸被害防止	〇地域における野生鳥獣被害の把握
現地対策チーム	〇地域における被害防止対策の促進
	〇被害防止技術の実証及び普及
出手十尚	○集落ぐるみにおける被害対策に係る指
岩手大学	導、助言、協力など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

〇平成26年4月設立。隊員数58名(令和5年4月1日現在) 捕獲(ニホンジカ、イノシシ、鳥類等)、追払い(ツキノワグマ、ニホンザル)、交通事故や網かかりによる個体処理対応、市内一斉パトロール 等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

シカ、ハクビシン、サル等について、他の地域個体群との生態的比較検討、効果的な捕獲方法等の情報交換など、他の被害地域との連携を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

当市の実施隊員は、新規狩猟者が増加しているものの、高齢化等により 捕獲頭数の多いベテランの狩猟者が減少していることから、現在減少傾向 にある農作物被害額が増加に転じることが懸念される。

したがって、今後も新たな捕獲の担い手育成を進めるなどの支援策を実施していく。

また、新たな対象鳥獣の出現や出没状況の変化によって、計画が現況に 適さないと判断される場合は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効 果的な被害防止に努めるほか、集落ぐるみの鳥獣被害対策を継続して実施 し、住民の自己防衛の意識の高揚を図る。